

令和8年度建設業デジタル化加速事業  
建設用3Dプリンタ活用モデル工事「発注者指定型」特記仕様書

第1条（適用）

本モデル工事は、複雑な構造物や狭隘な現場において、建設用3Dプリンタの活用による生産性向上の有効性と課題を検証するための工事である。なお、建設用3Dプリンタとは、3Dプリンティングのために使用する装置のことで、3Dプリンティングとは、プリントヘッド、ノズルなどの印刷技術を使用してセメント系材料を積層し、モルタル構造物を製造する技術のことをいう。

第2条（施工）

- 1 受注者は、発注者が指定する構造物において、その施工に建設用3Dプリンタを活用する。ただし、具体的な施工内容及び数量・対象範囲については、契約後に監督職員との協議により決定する。なお、建設用3Dプリンタは、受注者が手配する。
- 2 出来形管理及び品質管理にあたっては、高知県建設工事技術管理要綱（従来基準）に準ずるものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議を行うものとする。

第3条（現場見学会等の実施）

建設用3Dプリントの活用効果等を事例発表するものとして、建設用3Dプリントのデモ実演を含めた現場見学会を官民等を対象として、工期内に1回以上開催すること。

第4条（実施手続）

受注者は、モデル工事の実施に先立ち、建設用3Dプリンタによる施工について施工計画を行うこと。計画した内容は、任意様式により施工計画書と併せて発注者に提出し、監督職員と協議を行うこと。

第5条（設計積算）

土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算により発注するが、契約変更により、建設用3Dプリンタによる施工に伴う費用を計上する。なお、費用の計上方法については、施工計画の段階で見積書を提出することとし、従来積算との差し替えにより積算を行う。また、第8条の調査検証に伴う費用についても、施工計画の段階で見積書を提出することとし、契約変更の対象とする。

#### 第6条（監督・検査）

高知県建設工事監督技術基準及び高知県建設工事検査規程（従来基準）に準ずるものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議を行うものとする。

#### 第7条（工事成績評定）

本モデル工事に関する工事成績評定の措置は、「令和8年度建設業デジタル化加速事業建設用3Dプリンタ活用モデル工事試行要領」に定める。

#### 第8条（調査検証への協力）

受注者は、本モデル工事で実施した建設用3Dプリンタでの施工と従来施工を比較し、建設用3Dプリンタの活用効果や課題等についてとりまとめ、発注者に報告書を提出すること。なお、報告書様式については、別途指示する。また、受注者は、映像記録や取材について、依頼を受けた場合は協力すること。

#### 第9条（その他）

本モデル工事の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。